

「ふくやま美術館及びふくやま書道美術館大規模改修基本構想（素案）」への 意見募集について

ふくやま美術館は開館から37年が経過し、設備の老朽化に伴う不具合や収蔵品の増加に伴う収蔵庫不足、展示環境の更新の必要性など、様々な課題に直面しています。

また、博物館法の改正や社会情勢の変化により、美術館に求められる役割も増加しており、美術館のあり方や運営方針の見直しも必要となっています。

こうした課題等の解決に向け、大規模改修を予定しており、今年度は、改修後のめざすべき姿などについてまとめる「ふくやま美術館及びふくやま書道美術館大規模改修基本構想」の策定を進めています。

この度、その素案を作成しましたので、意見募集（パブリックコメント）を実施します。

1 公表する案

ふくやま美術館及びふくやま書道美術館大規模改修基本構想（素案）

2 公表場所

・福山市のホームページ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/koho-detail102/koho-202603/390903.html>

・市役所本庁舎：文化振興課（12階）、市政情報室（3階）

・各支所：松永支所（松永市民サービス課）、北部支所（北部市民サービス課）、東部支所（東部市民サービス課）、神辺支所（神辺市民サービス課）、
鞆支所、沼隈支所、内海支所、芦田支所、加茂支所、新市支所

・各分所・分室：走島分所、内浦分所、山野分所、広瀬交流館（広瀬分所）、水呑分室、
熊野分室

・その他：ふくやま美術館



3 意見の募集期間

2026年（令和8年）2月20日（金）～3月23日（月）

4 意見を提出できる方

(1) 市内に住所を有する方

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内に存する学校に在学する方
- (5) その他本件に利害関係を有すると認められる方・団体

5 意見の提出方法

- (1) 所定の様式「意見・情報提出書」を御利用ください。
- (2) 任意の様式で提出される場合は、次の項目を明記してください。
 - ア 案件名「ふくやま美術館及びふくやま書道美術館大規模改修基本構想（素案）に対する意見について」
 - イ 住所及び名前（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の名前）
- (3) 福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課宛てに、電子メール、FAX、郵送又は持参により提出してください。送付先等は、末尾に記載しています。
 - ※郵送の場合は、2026年（令和8年）3月23日（月）必着
 - ※窓口での受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分から17時15分まで
 - ※ふくやま美術館窓口での受付は、月曜日（祝日の場合はその翌日）を除く9時30分から17時00分まで

6 意見の公表等

- (1) お寄せいただいた意見の概要と意見に対する検討結果は、次の方法で公表します。
 - ア 福山市ホームページへの掲載
 - イ 福山市文化振興課（12階）、市政情報室（3階）での閲覧
- (2) 類似の意見は、集約させていただくことがあります。
- (3) お寄せいただいた意見に対して、個別の回答はしません。
- (4) 提出いただいた記載内容は、他の目的で使用することはありません。
- (5) 住所、名前など意見の提出者が特定できる情報は公表しません。
- (6) 意見募集の趣旨に沿わない中傷等は、受け付けません。

7 問合せ・意見の提出先

福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

電話：084-928-1117 FAX：084-928-1736

電子メール：bunka@city.fukuyama.hiroshima.jp